

平成26年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成26年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成26年5月23日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第57号 専決処分について
- 専決第 3号 南会津町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第 4号 平成25年度南会津町一般会計補正予算(第9号)
- 専決第 5号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 専決第 6号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 専決第 7号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 専決第 8号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 専決第 9号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 専決第10号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議案第58号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第59号 工事請負契約について(田島中学校大規模改造事業(第4期)建築主体工事)
- 日程第 7 議案第60号 物品購入契約について(消防ポンプ自動車購入)
- 日程第 8 議案第61号 物品購入契約について(小型動力ポンプ付積載車購入)
- 日程第 9 議案第62号 物品購入契約について(南会津町スクールバス購入)
- 日程第10 議案第63号 平成26年度南会津町一般会計補正予算(第1号)

日程第 1 1 南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第 1 2 特別委員会報告（新庁舎建設事業に関する特別委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	大 桃 英 樹	議 員	2 番	星 光 久	議 員
3 番	湯 田 良 一	議 員	4 番	室 井 嘉 吉	議 員
5 番	室 井 実	議 員	6 番	湯 田 哲	議 員
8 番	楠 正 次	議 員	9 番	高 野 精 一	議 員
1 0 番	山 内 政	議 員	1 1 番	渡 部 忠 雄	議 員
1 2 番	湯 田 秀 春	議 員	1 3 番	星 登 志 一	議 員
1 4 番	阿久津 梅 夫	議 員	1 5 番	五十嵐 司	議 員
1 6 番	大 竹 幸 一	議 員	1 7 番	菅 家 幸 弘	議 員
1 8 番	芳賀沼 順 一	議 員			

欠席議員（1名）

7 番 渡 部 優 議 員

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 龍 一	副 町 長
五十嵐 竹 則	教 育 長	芳 賀 美 恵 子	会 計 室 長
角 田 厚	総 合 政 策 課 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
相 原 盛 隆	商 工 観 光 課 長	星 不 二 夫	税 務 課 長
渡 部 正 義	住 民 生 活 課 長	舟 木 由 紀 子	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 忠 男	建 設 課 長	長 沼 豊	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長
馬 場 秀 成	学 校 教 育 課 長	湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長

星 善 光 舘岩総合支所長 穴 戸 英 樹 伊南総合支所長
馬 場 美 光 南郷総合支所長

事務局職員出席者

室 井 裕 事 務 局 長 鈴 木 雄 蔵 事 務 局 長 補 佐

◇

◎新議員と異動職員の紹介及び挨拶

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

本日は南会津町長選挙並びに南会津町議会議員補欠選挙後における初の議会であります。

初めに、4月20日に行われた南会津町議会議員補欠選挙において当選されました星光久君を紹介いたします。

一言ご挨拶。

○2番 星光久議員 おはようございます。

3年間の間ありましたが、議会のことを全て忘れてしまったものですから、またいろいろから勉強して教わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 続きまして、4月1日付の定期人事異動による異動職員の紹介をお願いします。

まず、議会事務局の紹介をお願いします。

事務局長。

○室井 裕事務局長 本年4月に議会の事務局長になりました室井裕でございます。

局長補佐の鈴木雄蔵、それから主査、舟木浩隆ともども円滑な議会運営に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 次に、執行部の方々の紹介をお願いします。

副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうから4月1日付定期異動職員についてご紹介をしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

伊南総合支所振興課長から住民生活課長になりました渡部正義です。

○渡部正義住民生活課長 渡部正義です。何分経験不足でございますが、よろしくお願ひいたします。

○渡部龍一副町長 商工観光課主幹より商工観光課長に異動となりました相原盛隆です。

○相原盛隆商工観光課長 相原盛隆です。今後ともよろしくお願ひいたします。

○渡部龍一副町長 商工観光課長から総合政策課長に異動となりました角田厚です。

- 角田 厚総合政策課長 角田でございます。引き続きご指導よろしくお願ひいたします。
- 渡部龍一副町長 総務課課長補佐より学校教育課長に昇任いたしました馬場秀成です。
- 馬場秀成学校教育課長 馬場秀成です。どうぞよろしくお願ひします。
- 渡部龍一副町長 館岩総合支所振興課長より館岩総合支所長に昇任いたしました星善光です。
- 星 善光館岩総合支所長 よろしくお願ひいたします。
- 渡部龍一副町長 住民生活課長から伊南総合支所長に異動となりました宍戸英樹です。
- 宍戸英樹伊南総合支所長 よろしくお願ひします。
- 渡部龍一副町長 南郷総合支所振興課長より南郷総合支所長に昇任いたしました馬場美光です。
- 馬場美光南郷総合支所長 よろしくお願ひします。
- 渡部龍一副町長 以上でございます。ありがとうございました。
- 芳賀沼順一議長 これをもちまして新議員と異動職員の紹介を終わります。



開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

- 芳賀沼順一議長 それでは、ただいまより平成26年第1回南会津町臨時議会を開会します。
都合により欠席する旨、届け出のあった議員は7番、渡部優君です。



◎議事日程の報告

- 芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎議席の指定

- 芳賀沼順一議長 日程第1、議席の指定を行います。

星光久君の議席指定の方法については、議会運営の申し合わせ事項第1の3議員の議席についての定めにより、空席となっている前任者の議席2番としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、星光久君の議席は2番と決しました。

なお、星光久君の所属する委員会については、南会津町議会委員会条例第7条第4項及び議会運営の申し合わせ事項第1の4の規定により、議長が閉会中に前任者の産業建設委員並びに雇用と企業誘致に関する特別委員に選任しておりますので、ご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、楠正次君、12番、湯田秀春君を指名いたします。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 次に、日程第3、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。



◎町長挨拶及び所信表明

○芳賀沼順一議長 ここで、本日の議案審議に先立ちまして、町長より挨拶と所信表明の発言

をしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成26年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議案の提案理由に先立ちまして、2期目の町政を担当させていただくに当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

公平、公正、誠実、そして思いやりを政治信条とし、これまでの4年間、地域の声に耳を傾け、さまざまな機会をつくり、町民の皆様にお会いして声を直接聞く機会を設けてまいりました。一人一人の声に真摯に向き合いながら、困った人に手を差し伸べられる行政であり続けたいと強く思っており、2期目もそのような思いを持ち続けながら町民の皆様と信頼で結ばれ、町民の皆様が主人公となる、住んでよかったまち、住みたいまち、そして将来につながる活力あるまちづくりに行政の責任者として邁進してまいりたいと考えております。

また、合併から8年が経過した今も東部、西部と分けた考えを持つ人もいますが、力強い南会津町を創造するためには、地域特性の違いをお互いに受け入れながらその特性を生かし、南会津町民が一つになって困難を乗り越えていくことが肝要だと思っております。

地域が一体となれるようリーダーシップを発揮し、南会津町が目指す将来像、互いを思いやり、人と自然が優しさに包まれた安心と信頼のまちの実現に向けて努力をしてまいります。

平成26年度の町政施政方針でも申し上げましたが、引き続き現場主義に徹しながら、次の5つの基本姿勢に基づいて町政の運営に当たってまいります。

第1に、町民の声をよく聞き、町民とともによく考え、町民とともに実行すること。

第2に、みずからの目でよく見て確認するという現場主義に徹し、それを政策形成につなげること。

第3に、町民の知恵とエネルギーを結集し、参画と協働によって本町にふさわしいまちづくりを進めること。

第4に、町民の目線での行財政改革と財政健全化を推進すること。

第5には、やはり公平、公正、誠実、思いやりを信念とすることです。

目前に迫った地方交付税の合併算定替終了に耐え得る財政基盤の確立を図りつつも、地域産業の育成と企業支援による新たな雇用の場を創出し、若者の定住促進を図るとともに、少子高齢化、人口減少対策を初めとするさまざまな課題の解決に全身全霊を尽くし取り組む覚悟でお

りますので、今後とも議員各位を初め町民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。
どうぞよろしくようお願い申し上げます。

以上であります。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、議案第57号 専決処分について。専決第3号 南会津町税条例等の一部を改正する条例、専決第4号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第9号）、専決第5号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第6号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第7号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第8号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、専決第9号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、専決第10号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、今臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第57号 専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴う関係税条例等の一部改正及び平成25年度各会計の最終補正予算について、専決処分したものであります。

初めに、専決第3号 南会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等関係法令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税条例等の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、地方法人税の創設に伴い、法人町民税の標準税率を「100分の12.3」から「100分の9.7」に変更することなどであります。

次に、専決第4号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億5,444万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,329万7,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、町税、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか財産収入等を追加する一方、事業の確定見込み等により国庫支出金、県支出金、繰入金等を減額したものであります。

一方、歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正を初め、人件費、民生費、緊急雇用対策費、農業費、林業費、土木費、スクールバス運行費等の事務事業費の確定及び実績等により整理補正するとともに、公共施設等整備基金積立金等の追加補正でありまして、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

また、繰越明許費の追加及び変更と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第5号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,984万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,089万9,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより国民健康保険税、国県支出金、療養給付費交付金等を追加する一方、繰入金を減額したものでありまして、歳出では、総務費、保険給付費、保健事業費を減額するほか、国庫歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第6号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ850万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億496万6,000円としたものであります。

補正の内容は、歳入では、保険料の収入見込み、歳出補正に伴う繰入金及び特定健康診査事業の受託収入の確定見込みによる減額補正でありまして、歳出では、後期高齢者医療広域連合負担金と保健事業費の実績見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第7号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ249万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

17億6,059万4,000円としたものであります。

歳入では、保険料の収入見込みに伴い減額するほか、歳出の補正額に対応して一般会計繰入金金を減額する一方、普通調整交付金の確定に伴い国庫補助金を追加したものであります。歳出では、総務費の人件費、保険給付費及び地域支援事業費等の確定見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を基金積立金等で措置したものであります。

次に、専決第8号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本補正予算は、歳入歳出それぞれ44万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,793万円としたものであります。

歳入では、使用料及び手数料の収入見込みに伴い減額するほか、一般会計繰入金を追加したものであります。歳出では、施設管理費を減額補正するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第9号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ76万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,270万6,000円としたものであります。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料について確定見込みによりそれぞれ補正したものであり、歳出では、維持管理費及び新設改良費の確定見込みにより関連経費を減額補正するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第10号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ109万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,227万4,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、水道使用料の収入見込みにより使用料及び手数料を減額補正する一方、歳出に対応して一般会計繰入金を減額補正いたしました。一方、歳出の補正は、一般管理費、維持管理費の確定見込みにより減額補正するとともに、将来に備えて簡易水道事業基金積立金を追加するものが主な内容であり、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

以上、専決処分いたしました8件につきましてご説明を申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 専決の第4号一般補正、地方交付税約1億4,000万円確定したわけなんですけれども、これで当初から比べると、25年度の地方交付税は約6億円くらいふえたのかなと、こんなふうに思っていますけれども、実はこの最終的な地方交付税が確定したことによって、私は実は先月、登志一さん、もうことしの冬越せないよという声を聞いたんです。それは何かというと、灯油代が高くなっていると。それから円安が続いてきて、やっぱり電気代、ガス代みんな高くなってしまっていると。ここへ来て今度は消費税が。これはやはり低所得者のほうが相当きいているみたいなんですよね。

ですから、こういったこと、せっかく1億4,000万円もふえて6億円もふえたわけですから、その前に町としてやはり例えば年金5万円、5万円という年収60万円くらいになるのかな、あるいは生活保護者までいかないような金額の人をピックアップというか数字統計をとって、新たに低所得者向けの制度をつくるべきじゃないかなと思うんですけれども、現在町のほうで把握している低所得者というのは、この辺は低所得者だとか、あるいは年収60万円未満のひとり暮らしはこのくらいいるよとか、2人暮らしの人はこのくらいいるよとか、そういったデータなんていうのは持っているのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 それでは、現時点で把握できる数字でお答えをさせていただきます。

26年度の課税につきましては、特別徴収については確定しているんですが、いわゆる普通徴収の住民税については6月2日確定予定なものですから、今、議員からご指摘のありましたいわゆる年金のみの低所得者といいますか、概数で申し上げますと、年金のみ60万円未満が今のところ——税務の場合は世帯という捉え方よりも一人一人の収入という捉え方なものですから、60万円未満で約1,400名ほど、それから低所得ということで捉えますと、世帯別ですと、25年度の数字になってしまうんですが、住民税、いわゆる町民税の非課税世帯、これが25年度ですと約2,300世帯がいわゆる今、議員がおっしゃられた所得の低いという世帯に当たるのかなと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 意外と数字多かったので、私は実はびっくりしているんですけれども、調べ方もいろいろあるでしょうけれども、先ほど町長の所信表明にあったように、現場

がどんなふうになっているかという現実の数字をつかまないと、なかなか予算配分できないと思いますので、今回、特に消費税というのが絡んでいますので、その辺もうちょっと南会津独自の調べ方をする必要があるんじゃないかなと、私はこんなふうに思うんです。

ですから、その辺をちょっと消費税と、それから円安による日常の生活を送るための基礎的な金額ですよ、この辺が大体全体からくると、どのくらいかかっているのかと。こういうところにはある程度新しい支援策をつくって助成するべきじゃないかと。それも決定は私は早いほうがいいと思うんですよ。今からことしの冬のことを心配している老人の方いるものですから、なるべく早くそういった手当てをしてやれば、今から心配しなくて済むと。

行政どうしても冬のことは冬とかというようなことを考えていると思うんですけども、そういうことで、今後ひとつこれは慎重に現状を調査して、生活支援策をやっていくべきじゃないかと思うんですけども、町長の考え方をちょっとお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

消費税もアップして、その影響がどのようになるかということも国のほうでもいろいろ懸念した中で、子育ての世帯であったり、あるいは低所得者の世帯であったりと国のほうもそれぞれの対応を具体的に示しているところがございますけれども、今、税務課長のほうからもお話ありました当町の今の所得の状況といいますか、町税の状況ありました。また、いろいろ隠れたものもあろうかと思えます。

そうした中で、いろいろ社会変化、経済的な状況変化する中で、町としての対応、あるいは全体的に国がどのように対応するのか、県がどのように対応するのか、そのことも踏まえた中で、町としてのいろいろな検討を加えていきたい、そのように考えております。

その辺はじっくり町としての状況も十分精査した中での対応となると思いますが、そのようなこと含め、国のほうの動向を見ながら、町としては検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ぜひ早目に検討して必要な対策を打ってほしいなと思えます。

それで、ついでに、これは各町独自の調べ方、人数をやるんでしょうから、同時に町長、この前、2040年には市町村は半分以下になるというテレビ数字やりましたよね。あれはたまたま——たまたまと言ったら語弊ありますけれども、運悪く福島県の場合には想定ができないということで、テレビに映った地図真っ白になっていましたよね。私もうっかりしてあれ福島県

一つもないのかななんて思っていたけれども、そうではなくて原子力によって調査が不可能だということで真っ白になっていたわけですから、あの項目についてやはり町は町独自で、あの項目について町独自の調査をして40年後はうちの町はこうなりますよということを出して、新たな長期的な政策も出すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれにしても、人口が自然減に入ったと、そして高齢化しているということありまして、数字上というか統計的にはそのような数字が出てくるだろうと思います。ある意味それは一つの警鐘であって、そうならないような対策をこれからしっかりとやっていかなければならないという覚悟の数字でもあると思いますので、当町においても今の集落の状況を見ましても、当然そのようなことはうかがえるわけですから、そうならないような対策、これは町としてもしっかりとやっていかななくてはならないと思っています。

そして、皆さんと一緒に、先ほど申し上げましたように、現場の状況をしっかり把握した中で将来のまちづくり、安心して住めるまち、住みよいまち、そういうことを目指していきたい、いかなければならないと考えておりますので、そのようなことをしっかり皆さんと検討してまいりたい、そして町の方針を示していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 まさに統計が今度は大事になってくると思うんです。私もいろいろ職員に統計のこと、こういうような数字を聞きたいんだということで行くと、なかなかやっぱり従来どおりの統計のとり方なんで数字が出てこないということありますので、これは統計は今、総合政策課で統計全てやっていると思うんで、特に今後の統計のとり方について、ここが基本だと思うんですよ。私はやっぱり現状がどんな感じでこの町にあっているのかと。

ですから、ここの統計のところに入るとか何か、現状でもできるよということであれば、それで十分でしょうけれども、まずは町の現状がどうだということを調べてから政策とか企画があるべきだと私は思うんで、その辺、町長今後、今までと違ってもう地方分権進んできましたから、町独自の統計調査をやるんだということをやしてほしいと思うんですけれども、町長としてはどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

統計のあり方というのはいろいろ考え方、何を基準にするか、どこをどうするのかというこ

とあろうかと思えますけれども、今、町がやっている元気の出るまちづくりといいですか、そういう意味では一つの集落応援交付金事業の中で、それぞれの集落に担当職員配置して地区の皆さんとどうしたらいいのかということも検討したりしておりますし、ですから、統計をとり、もちろんそのとり方、それから統計をどう生かすか、そしてそれをどのように対応するかと、このいろいろな条件がマッチして初めて元気が出ると思えますか、その対応ができると思いませんので、その辺も含めてこれから町はしっかりやっていかなければならないと考えております。

そういう中で、傾向、先ほども申し上げましたように人口減少、そして地域力の低下ということも踏まえた中でのまちづくりをしっかりしていくことが必要だと思えます。

ですから、統計を新たに基準を変えてとるとかというよりも、むしろ今の現状を本当に認識した中での統計のとり方、そして施策のやり方、その辺を踏まえた中でしっかり対応していきたいと考えています。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑がございませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 専決第3号でちょっと教えていただきたいわけですが、まず、この条例改正等の説明書のほうを見ますと、地方法人税の創設に伴い法人町民税の税率をちょっと下げたというような、これをちょっと詳しく説明していただきたいというのが1点。

その下にある今度は軽自動車関係で、いわゆる早い話が15年経過したら2割増しというふうに捉えていいのかどうか、そういう簡単なわけにはいかないかわからないけれども、大変申しわけないけれども、この2点について説明をお願いしたい。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 それでは、まず1点目、条例改正等の説明の主な改正内容の一番最初にあります地方法人税の創設ということでございますが、基本的には地域間の税財源がいわゆる都市部に集中しているという部分を、少しでも地方に再配分しようということで、基本的に財政格差がたくさんあるということで、今回、消費税がアップに伴いまして法人税の税率を下げました。下げた分をそのまま国税として、要するに地方交付税の原資として、国が地方交付税の特会の中に直接入れてしまっただけで再配分するという形になります。今まで大きな企業が本社が東京にあると、法人税は東京に入ってしまう。その税率を下げたということは、大きな会社のある大都市の地方税である法人税収が下がり、その分を今全国に散らばらしている地方交付税、その財源とするということですので、南会津町でいえば、その分が交付税としてはね返ってくるという形になります。ただ、南会津町も要するに12.3%から9.7%に下がりますので、

南会津町も26年度法人税について均等割といわゆる税収割12.3%を掛けたもの、それが9.7になりますから、町の法人税も下がります。税収も。それが約1,000万円程度下がりますので、これが地方交付税という形でそれ以上入ってこないとな会津町としてのメリットがないという形になるんですが、これについては、これからことし10月事業年度開始ですから、27年度の町の法人税収は下がるんですが、それに伴って交付税という形で返ってくるはずで、南会津町は。それが1点目の地方法人税の創設という部分であります。

それから、2点目のいわゆる古くなった車、要するにグリーン化を進めるために、燃費の悪い、ここでいうと、14年を経過したものということで、古い車については2割アップになる。それも今回の軽自動車税の改正で現状7,200円の車が1万800円に上がります。さらに、そこから20%アップですので、1万2,600円という形に上がります。

ですから、国としても燃費の悪い車からなるべく燃費のいい新しい車のほうに移行させたいということで、こういった法人税の見直しに合わせて古い車をなるべく新しい方向に乗りかえてほしいという意図がここに含まれているのかなというふうに判断されます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それでは、専決の第4号にかかわる部分で専決16ページの子どもの医療費助成事業補助金の関係、あと、さらには専決17ページの木造公共施設整備事業（追加）の分と専決18、19ページにかかわって繰入金の東日本大震災復興支援交付金事業費繰入、あとブランド・イメージ回復繰入、この分と、あと一般専決29ページ予防接種委託料に関する分、あとは専決30ページのこれは労働費の委託料にかかわる部分、この点について質問します。

それでは、この子どもの医療費助成事業補助金600万円から減額になっているんですが、どういう理由での減額なのか、明らかにしていただきたい。

あと、下の木造公共施設整備事業……

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君に申し上げます。一つずつでいいですから。

住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答弁申し上げます。

一般補正の16ページ中ほどにあります子どもの医療費助成事業補助金、今回三角の613万4,000円ほど計上させていただきました。中身的には、事業を完了することによって当初の見込みからその差額分を減額するという中身です。当初予算については予算計上額として今

3,592万4,000円、確定見込みとして2,979万円、その差額613万4,000円を減ずるものでございます。

その主な要因は、子供が医療機関に受診する頻度また費用が減ったということでございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 了解しました。

次に、木造公共施設整備事業（追加）の516万4,000円について、これはどういったことでふえているのか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

この件については、25年度中に界消防格納庫、和泉田消防屯所、放課後児童クラブのそれぞれ建物を町の町有林で建物を建てたんですが、この件について国・県のほうから追加補助がありましたので、それぞれ516万4,000円ほど追加されました。これはもう既に実績がありまして、歳出はありません。実績に応じた追加の補助ということで補助率が増加したということがあります。ご理解ください。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 了解しました。

次に、東日本大震災復興支援交付金事業費繰入金703万8,000円ほど減額されているわけですが、これはどういった理由からなのでしょう。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

市町村復興支援交付金、さらにブランド・イメージ回復支援交付金については、それぞれ23年度から27年度までの間に該当する事業に充当してございますが、今回26年度のさまざまな充当事業の実績によりまして今年度の繰入分について減額をしたということでございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それは実績によってということは、当初目的を果たしての実績なのか、当初目的からすれば、実績的に下がってきてしまって、こういった差額が出たという意味合いなのか、その辺はどちらなんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

それぞれの事業について事業展開をして、その実績見込みということでございます。ですか

ら、事業をやらなかったというようなことではなくて、事業に取り組む中での実績ということでご理解いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 了解しました。

議長、1件だけ申しわけないんですが、私、質問したいことあって飛ばしてしまったの、いいですか。

○芳賀沼順一議長 いいですよ。

○4番 室井嘉吉議員 そしたら、そのページの財産収入、町有地売払収入329万4,000円というものが計上されているんですが、これは具体的にどういうことなのかお知らせください。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

町有地売払収入でございますが、まず1つ目につきましては、川島集会所の敷地の部分でございます、ここは町の土地、底地が町有地でございます、そこの敷地の一部を地域の方2名の方に売り払ったということでございまして、お一方が宅地として227.59平米、それからもうお一方が18.47平米を町として売却したというのが1点でございます。

それから、もう一つが、建設課で実施いたしておりました町道田部原18号線の工事関係で、用地につきまして、ちょうど改良工事に伴ういわゆる土地を交換するに当たって差金が生じたので、その差金の分として約264万6,000円ほどが町の収入として上がったということで、こちらを合わせまして329万4,000円の収入でございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

では、戻りましてブランド・イメージ回復支援事業費繰入、これも283万3,000円ほど減額になっておるわけですが、これについても減額の理由をお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

先ほどの東日本大震災復興支援交付金事業と同じ理由でございますが、先ほどのご答弁で事業実績ということで申し上げましたが、実績と、あとこれについては該当する事業メニューの最終的に県との調整が出てまいりますので、その中で該当する事業の精査ということも加えまして、今回不用額として減額283万3,000円ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 了解です。

次に、専決の30ページ、労働費の節13の委託料1,061万3,000円ほど減額になっておりますが、これはどういった理由からでしょうか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

雇用関係で全部で30事業実施したわけですが、その中で物件費の減少、あと雇用の期間が途中で中途退職等がございまして、それらを含めてこのような数字の減額ということでさせていただきましたので、ご理解願います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 この委託料というのは、これはどういう性格のものなんですか。この金の使い方としての性格というのかな、それはどういうことなんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 先ほど商工観光課長からお答えしましたとおり、いわゆる緊急雇用制度でございまして、町がそれぞれの30事業を実施している、例えばみなみやま観光であったり、あたご製作所であったり、森林組合であったり、その緊急雇用の中身については、これまでの議会でも皆様方にご説明しておりますが、それぞれの団体で雇用を公募してもらって、それぞれの団体が事業実施するわけでございますが、その際に1年契約で雇用した職員が途中でさまざまな理由で雇用継続ができなかったり、そういったケースが生まれてまいります。そのそれぞれの事業での事業確定に伴って合計して1,000万円の減額が生じたと、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そうすると、そもそも1,000万円というのは減額になっているんだけど、これは使い切ってもよかった金なんだろう。それは性格的にどうなんですか、そこ。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

当初予算では減額しました1,061万円については当初予算では計上しておりました。それで、先ほど申し上げましたように、人件費の減とか、あと、いろいろな物件費の減少が伴った数字がこれですので、当初的にはこれを見込んで計上しておったという内容でございまして、事業が執行されればこれは全て減額しないで執行ができたということでございますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 私が思うのは、こういうせっかくのお金あるわけだから、先ほどトップバッターで質問した方とも連動するといえば連動するんだと思うんですが、今、やはり町民にもいろいろな人いるわけですね。先ほども話があったように、年金だけで生活している人、そういう人なんかを、こういうような金余るんなら何とか今度は減額なんかしないで、うまい方法、知恵出して、こういう金を使って、それは1週間でも10日でもいいと思うんですね、そういうことにこういう金を使って、何ていうか福祉的な雇用というのかな、そういったものに活用してもらうとかなんとかというような知恵を働かせることはできないのかなと、率直にそういうようなことを私思ったものですから、あえて質問しているんですけども、かなり70過ぎたってぴんぴんの人もあるし、そして、働ける場所あるならば働きたいという希望を持っている人もあるし、結構そういう人たちに個別に相談というのも結構持ちかけられるんですね。

だから、是非せっかく予算上ある金だから、単に委託でやって、実績がこうだったからもう減額してしまうよというようなことではなく、これらを先に見越して余りそうだなということであれば、事前事前に手を打って、そういったところに活用して雇用を生み出すというか、そういうような活用なんていうことも知恵出してやっていけないのかなという思いがあるものですから、私あえて質問したわけですけども、その辺のことはどうなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は基本的な考え方といいますか、確かに議員おっしゃられるように、予算の執行のあり方、これは100%といいますか、計画どおりといいますか、そのように執行していくのが望ましいのかなと思います。

しかし、事業を進めていく中で、やはりいろいろな諸事情があったり、そういうことに関して、ましてやこの雇用の関係なんかは途中でやめられたり、その次また引き続きできるのかとかいろいろな事情があるわけでありまして、そのようなことも含めてそれはしっかり対応しなければならないと思いますけれども、やはりどうしてもそのようなことが起こり得るということもあって、そして予算が全て100%、あるいはそれ以上になって今度補正予算組んだりということもあるわけでありまして、いずれにしても、執行に関しては、本当にきちんとそういう中でも対処できるような、そして有効に活用できるようなことを心がけております。

いずれにしても1,000万円という大きな金額になりますけれども、そのようなことがあるわけでありまして、そういうことを含めてしっかり検討していかなければならないと思っています。

しかし、実際にやる上においては、それぞれ集まってくるとこのようなことが起こるといことも現実のことでもありますので、その辺はしっかり踏まえた中でこれからの予算執行に当たっていきたいと思いますので、いろいろな事情ございますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 だから、それは確かに行政サイドから見れば、いろいろな制約があったり一定のルールがあったりということも私もそれは十分承知の上なんですけれども、しかし、あえて予算上1,000万円からあるやつを、実績で余ったからということでは、本当にもったいないなという感じがするわけですよ。

そして、雇用相談なんて、もう町でもやっているというのだから、あるいは税金の相談なんていうものもやっているわけだよな。だから、そういう人たちをきちんと掌握しておいて、こういうような金が流用できるのかどうなのか別にして、できるだけそういうところに雇用としてうまくやって、あっせんして役場が前面に出て、税収で大変だったとか、いや雇用したくてもなかなか働くところがなくて大変だとか、あるいはいろいろなことを抱えていて実は役場に相談してきたんだとかという人たちのことでも、優先的にこういうことで雇用の連動を練られるような仕組みというものを何か考えていただければ結構だというふうに思いますので、私はそういう意味で質問していますので、ぜひ。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

基本的には一つの事業を執行するに当たっては、そのような考え方でやっていかなければならないと思っています。ただ、この1,000万円が一つの事業で1,000万円余ったんじゃなくて、いろいろな緊急雇用の中でも、幾つもの雇用の体系の中で寄せ集めたものがこれだけの金額になって、大きな数字にはなったんですが、この件に関しては。ですから、そういうことを含めた中でいろいろな1,000万円の内容があるということです。

ですから、一つの事業の中でそれだけ余ったのならば、またそれはそれで未執行の部分があったんじゃないかということになりますけれども、基本的には今、議員がおっしゃられたようなことをしっかり念頭に置いて、そして予算の執行をしていきたいと考えておりますのでご理

解お願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 今回の町長答弁で十分だというふうに思いますし、先ほど町長も困った人に手を差し伸べると、こういうことも所信の冒頭で申し上げておりますから、私の言っている意味も含めて、ぜひ今年度から何らかの格好にそういったような雇用対策というかな、そういったものが明らかになることをぜひ私とすれば希望したいと思いますので、よろしくご検討をお願いを申し上げたいと思います。

次の質問をしたいと思います。

専決29ページの失礼しました、飛ばしてしまって。予防接種のやつは言わなかった。

衛生費の予防費の予防接種委託料、これ減額になっていきますが780万1,000円ほど、これもひとつ減額になった理由お聞かせください。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

こちらの金額についてでございますが、多くの予防接種、医療機関と委託を契約をいたしまして年間契約をしてございます。その中で今回この主なものとして、今年度から子宮頸がんワクチンというものが予防接種が義務づけられてはいたんですが、これが副反応があるというようなことで予防接種を本当に控えて、結果的にお1人も受けられなかった、お1人だけ前の年の関係で受けた方がいらっしゃったんですが、受けられなかったと。ただ、減額をせずに最後までというふうにその動向を見ていたために専決というふうに。そのほかさまざまな予防接種の合計がこの金額になってございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

以上で、私の質問は終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これより採決します。

本案は、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第5、議案第58号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第58号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、町長の給料月額を、昨今の経済状況を鑑むとともに町長選挙における公約を果たすため、平成26年6月1日から平成30年3月31日までの間100分の30減額するものでありまして、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、これまでどおりとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第6、議案第59号 工事請負契約について（田島中学校大規模改造事業（第4期）建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第59号 工事請負契約について（田島中学校大規模改造事業（第4期）建築主体工事）をご説明申し上げます。

本案は、耐震補強工事及び内外装改修工事を実施する事業でありまして、田島中学校大規模改造事業（第4期）建築主体工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、東校舎が鉄筋コンクリートづくり3階建て、改修床面積339.89平方メートル、北校舎が鉄筋コンクリートづくり3階建て、改修床面積1,341.80平方メートル、東渡り廊下が鉄骨づくり2階建て、改築面積47.32平方メートル、耐震補強工事一式、内外装改修工事一式でありまして、建築工事業者11社を指名し、去る5月9日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億940万4,000円で株式会社大橋工務店が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成27年3月6日までを予定しております。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第7、議案第60号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第60号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購入）をご説明申し上げます。

本案は、田島地域において平成3年10月と平成4年9月に購入し、約22年が経過している消防ポンプ自動車2台が、老朽化による揚水及び放水能力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、緊急消防車両として住民生活の安心・安全に支障を来すおそれがあることから、消防ポンプ自動車2台を更新するものでありまして、物品購入契約について条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

去る4月14日に4社を指名し、指名競争入札を実施した結果、会津消防用品株式会社が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要は、消防ポンプ自動車CD-1型2台であり、契約金額は3,952万8,000円であります。

なお、納入期限は平成26年10月31日を予定するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 田島地域のどこであるか教えていただければありがたい。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答弁申し上げます。

今回消防車両2台の更新につきましては、田島支団の第1分団第1部、ここは駅前を中心にして東側、本町を中心としたエリアを所轄しているところ。それから、もう一つが第1分団の第2部、これも田島支団でございますが、駅前を中心にして西側、西町を中心としている地域でございます。

この2つの車両につきましては、広域消防署の消防車両に次ぐ稼働ということで非常に田島支団の中でも主力の車両でございます。年数も22年等の経過がありますので、この機に更新をさせていただきたいという中身でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第8、議案第61号 物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第61号 物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）をご説明申し上げます。

本案は、館岩地域において平成元年9月に購入し、24年が経過している小型動力ポンプ付積載車が、老朽化による揚水及び放水能力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、緊急消防車両として住民生活の安心・安全に支障を来すおそれがあることから、小型動力ポンプ付積載車を更新するものでありまして、物品購入契約について条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

去る4月14日に4社を指名し、指名競争入札を実施した結果、株式会社ホシノが落札いたしましたので、同社との物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要は、小型動力ポンプ付積載車1台であり、契約金額は954万7,200円であります。

なお、納入期限は平成26年10月31日を予定しているものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第9、議案第62号 物品購入契約について（南会津町スクールバス購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第62号 物品購入契約について（南会津町スクールバス購入）をご説明申し上げます。

本案は、田島地域において運行しているスクールバスについて平成9年に購入し、17年が経過し、老朽化による走行能力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、児童・生徒の安心・安全な送迎に支障を来すおそれがあることからスクールバスを更新するものでありまして、物品購入契約について条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

去る5月9日に5社を指名し、指名競争入札を実施した結果、いすゞ自動車東北株式会社福島支社会津支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要は、中型ツーステップバス1台、乗車定員45名であり、契約金額は1,490万4,000円であります。

なお、納入期限は平成26年8月22日を予定するものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第10、議案第63号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第63号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

本案は、議案第58号で提案いたしました町長の給料月額を平成26年6月1日から平成30年3月31日までの間100分の30減額することに伴う補正予算でありまして、予備費との組み替えにより予算総額はそのままとしますが、関係する共済費を含めて町長に係る人件費281万円を減額するものであります。

よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 先ほどの条例のところでも聞こうかと思ったんですが、ここで聞きますが、281万円というのは、これは1カ月とかあるいは1年とか、4年間でどのくらい減ると計算してあると思うんですが、その内容をちょっと伺います。3割減る内容です。この281万円というのはことし全部なのか、ちょっとその辺。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、条例上の町長の報酬月額が79万5,000円となっております。こちらの30%減額いたしますと55万6,500円が6月1日から実際の支給額になるわけでございます。その差額が月23万8,500でございます。26年度につきましては6月から来年3月までの10カ月分ということで

ございますので、この予算書にございますように給料については23万8,500円の10カ月分の238万5,000円でございます。

それから、共済費につきましても当然10カ月分のそれに見合う減額でございますので、27年度以降は丸々12カ月となりますので、給料につきましては23万8,500円の12カ月ということでございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 選挙の公約の実行ということで大変いいことだと思いますが、町長についてはこの減った金額について、何か重点的に政策に実行したいというような考えがあるのかどうか伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、総務課長から説明ありました281万円かな、私も説明しましたけれども、ことしはそうでもありますけれども、来年度からはもう少しふえますけれども、そうした中であって、やはり町政全般にわたるもので、その中で適切な使い方がいいだろうと私は思っています。

特定なものをやるという考え方もあろうと思いますけれども、今の状況の中でフレキシブルに使えるほうが、私としてはより活動的といいますか行動的といいますか、緊急性もあるものかなと思いますし、相対的な中での活用をしていきたいと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 いま一つ確認したいのは、3割減らすことによって、ほかの三役の方とかほかの職員の方とかアンバランスというのは生じていないんですか。前もそういう話題はなかったので多分そういうことはないと思いますけれども、一応確認の意味で伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは私、町長自身の給料の減額でありまして、自分の思いといいますか、その部分であります。ですから、これが全体に及ぶということは私は考えておりませんし、適正な中での給与支給ということは当然図られるべきだと思っています。ですから、そういう意味において、これはほかの者に影響するものではないと、そのような認識でおりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 町長の考えはわかりましたが、ただ現実的に数値的にアンバランス

があるのかどうかだけ伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、町長が30%減額しますと副町長、教育長よりは低い額になりますが、先ほど町長ご答弁申し上げましたように、あくまでも町長個人の政治信条でございますので、金額的には逆転をいたしますが、それはそれとして私はバランスが悪いというふうには考えてございません。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

職員の方は退席願います。

議員はこれより議員懇談会をしたいと思えます。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○芳賀沼順一議長 日程第11、南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、南会津町選挙管理委員会委員長から委員の任期満了に伴う地方自治法第182条第8項の規定に基づく通知により行うものであります。

選挙管理委員及び補充員は地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき議会において選挙をすることになっております。

この際、お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

続いて、お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決しました。

それでは、議長より指名をいたします。

選挙管理委員会委員に澤田洋一氏、岩渕国男氏、高山利一氏、菊地新六氏、補充員に第1順位小島秀夫氏、第2順位た星健象氏、第3順位酒井敬三氏、第4順位青木泰氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名したとおり選挙管理委員会委員並びに補充員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました澤田洋一氏、岩渕国男氏、高山利一氏、菊地新六氏が選挙管理委員会委員に当選されました。補充員には第1順位小島秀夫氏、第2順位星健象氏、第3順位酒井敬三氏、第4順位青木泰氏が当選されました。

以上、選挙管理委員会委員並びに補充員に当選された方々には別途文書をもって告知を行います。



◎特別委員会報告、質疑

○芳賀沼順一議長 次に、日程第12、特別委員会報告を議題とします。

新庁舎建設事業に関する特別委員会の報告を求めます。

10番、山内委員長。

○10番 山内 政議員 ただいま議題に上がりました南会津町議会新庁舎建設事業に関する特別委員会の調査報告について、審査の経過及び結果について報告をいたします。

本委員会は、昨年12月議会、ことしの3月議会と2回にわたり中間報告をいたしました。

今回、新庁舎建設に向けた基本設計にかかわる議会にかかわる事項について調査の結果を報告するものであります。

内容につきましては、1番の調査事件につきましては、新庁舎建設事業に関する事項。

2の調査の経過につきましては、私が今申し上げたとおりでございます。

3点目、調査の結果、意見ということで、(1)にパブリックコメントということで、これは昨年から4地域の区長、行政連絡員の方々との懇談会で意見聴取した意見の内容でございます。

次に、(2)として、今後議会の検討を経て検討する事項ということでございますが、これにつきましては、広報委員会におきましては委員会の原則公開に向けインターネット配信のための設備に関する事項。それから、議会運営委員会につきましては、1つ目、議長で講演会等ができるよう映像放送施設の設置に関する事項。(議会での映像資料使用に関する検討並びにホワイトボードの設置等)2つ目が、タブレットかパソコンの導入、議場持ち込みに関する事項。(無線LANシステム、コンセント設置)ということでございます。

3番目につきましては、議会に関する事項意見ということで、1つ目、議場は専用としつつも視聴覚機能を備えることで講演会等も開催できる施設とするが多目的化はしないこと。2つ目、委員会室を3つ確保し録音機能を備えること。会議室と併用可能とする。3つ目、議長室は正副議長の机、椅子、ロッカーを設置すること。4つ目、議員控室は机、椅子、ロッカーを整備し、監査委員室、図書室と兼用とすること。5つ目、議場の音響、放送設備の充実を図る

こと。6つ目、本会議での質問時間の時計を設置すること。7つ目、議席の配置は対面式とすること。8つ目、議場における傍聴席のバリアフリー化を図り車椅子席を常設すること。

新庁舎建設の基本設計に反映させるため本委員会の調査結果を踏まえ（3）の議会に関する事項意見について町部局に提案をされたい。

以上でございます。ご審議をいただきご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 初めてなもので、どこまで進んでいるのかわからないですが、鉄筋コンクリートとか木造とか、あるいはまた別な軽鉄とかそういう建物になるのかそこらも含めて、今ごろ何だと言われると恥ずかしいですが幼稚なものですから、そこらも含めて教えていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、星光久議員に申し上げます。

建物の構造、そういうものに関しては町部局、後ほど質問をしていただきたい。きょうじゃなくても。今は特別委員会、議員でつくっている今の報告に対しての質疑ですので、その質疑はまた別の場所をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

特別委員長。

○10番 山内 政議員 補足させていただきたいんですが、（3）の議場における議席の配置は対面式とすることとするということですが、今現状も対面式ではあるんですが、いわゆるハの字型、執行者、議席、議長とこういう形の対面式ということを特別委員会では提案をしたいと、こういう形の対面式ではないということをご理解いただきたいというものです。

○芳賀沼順一議長 特別委員長に申し上げますが、その見本というのは何か写真撮ってきたもので議員には配ってあるんですか。

山内政君。

○10番 山内 政議員 それは議員には配っておりますので、きょう議決されれば議長のほうから提案をするときに写真等でお示しができるのかなというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 わかりました。それは今回の質疑は議員が質疑するものですので、議員にその写真が配ってあれば問題はないと思います。

こちらの町長部局からの質問ではございませんので。

ほかに質疑ございますか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 この議会に関する事項の4点目の「議員控室は机、椅子、ロッカーを整備し」とこうなっていますが、これはどういうイメージなんですか。

○芳賀沼順一議長 10番 山内政君。

○10番 山内 政議員 今の議員控室のような形で、それぞれロッカーの場所は後ろか前かは別なんですけど椅子と机があるということです。今のよう形で分け方としては一つ一つをやるのか、それとも長机で各個椅子というのはこれからだと思んですが、提案としては、それぞれ持っていて長く使えるようなそんなイメージです。

○芳賀沼順一議長 特別委員会であったロッカーについても、もう少し詳しく説明したほうがよろしいんじゃないですか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ロッカーにつきましては、それぞれ議席番号で管理するかどうかということをして、自分で鍵を預かって議員のときは自分で管理をするというようなイメージです。

○芳賀沼順一議長 副委員長、何か言葉ありませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 補足させてください。

当初、議論の中で個別に議員専用のこのような形で机、椅子を設けようかという議論がありました。しかしながら、議員控室それだけにしてしまいますと、現在も行われていますように監査であるとか、それ以外の議会議員全員で懇談する場であるとかそういったものが確保されない、それでは少しもったいないでしょうというようなことから、机、椅子に関しましては、ここに書いてあるのは議員の分、人数分に関しましては用意してくださいと。ただし、通常の議会開催以外するとき、調査であるとか研究というものを図書室を併用することによってできるような形にはしたい。

ただし、監査等もございますので、個別にしてしまうと資料を並べたりとかそういったことができませんので、個別制についてはロッカーで担保しよう。ここに例えば私物を入れておくんじゃないかと、ロッカーをもうちょっといい形にして、しかも中に入れていただくことによって、私物をそこに入れて調査研究も日常で行えるようにしようというようなことです。

以上です。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○4番 室井嘉吉議員 はい、了解です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、新庁舎建設事業に関する特別委員会の報告を終わります。



◎閉議の宣告

○芳賀沼順一議長 これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上をもちまして平成26年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議、まところにありがとうございました。

ご苦労さまです。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員